

緊急事態宣言が解消された後も、私たちの暮らしや経済活動への影響はまだまだぬぐえない状況にあります。6月の議会を経て、国・県・市が新たに追加・拡充した支援策をまとめました。詳細が未定な施策もありますが、ご活用いただけましたら幸いです。※5月7日時点の支援策一覧は、福岡市民クラブのホームページに掲載しております。



個人・世帯向け

家計が急変した方向け、新規・拡充支援策

	このような方が対象	受けられる支援の内容	申請・問い合わせ先
就学支援	家計が急変し 小・中学校の費用 の支払いにお困りの家庭	8月末までに申請すれば、就学援助 (学用品費や給食費の免除等)が 4月分から適用されます。	在学中の小・中学校 または 教育委員会教育支援課 711-4693【就学援助】
ひとり親世帯への給付金	児童扶養手当受給世帯	1世帯 5万円 、第2子以降1人につき 3万円 を給付 ※ 申請不要 (8月中に口座振込予定)	詳細は7月上旬以降に決定予定。 詳しくは、福岡市HPをご確認ください。 専用のコールセンターも開設予定ですが、開設までは下記にお問い合わせください。 子ども家庭課 711-4238 【ひとり親世帯臨時特別給付金】
	児童扶養手当を受給していない世帯	さらに収入が大きく減少した方 上記給付 +1世帯5万円 を給付(特別給付) ※ 要申請 (9月以降支給予定)	
休業手当	休業期間中の休業手当を 受け取れない労働者	休業前 賃金の80% を支給 (月額上限33万円、休業実績に応じて)	労働者個人で直接申請 準備が整い次第、厚生労働省HPで公表 【新型コロナウイルス対応休業支援金(仮称)】



事業者向け

新型コロナウイルス感染症にかかる新規・拡充支援策

	このような方が対象	受けられる支援の内容	申請・問い合わせ先
人件費	従業員に給与を支払い 休業させた事業主	支払った給与を助成 日額上限: 15,000円 ※パート等非正規雇用も含む。(4月1日~9月30日分)	郵送やオンライン申請可能 ※5月31日以前分の申請期限8月31日 福岡労働局 助成金センター 411-4701 8時30分~17時15分(平日) 【雇用調整助成金】
	自宅で子どもをみる従業員に 有給休暇を取得させた事業主	支払った給与を助成 日額上限: 15,000円 ※パート等非正規雇用も含む。(4月1日~9月30日分)	学校等休業助成金・支援金相談 コールセンター 0120-60-3999 9時~21時(土日祝日含む)
	自宅で子どもをみるために 仕事を休んだ事業主 (フリーランス・委託など)	休業補償 1日あたり定額: 15,000円 ※パート等非正規雇用も含む。(4月1日~9月30日分)	※申請期限:12月28日 【小学校等休業対応助成金・支援金】
家賃補助	5~12月の売上が、前年比 1か月 50%以上減少	家賃月額(法人75万円・個人37.5万円まで)の 3分の2を6か月分支給	準備が整い次第、 経済産業省HP等で公表 【家賃支援給付金】
	または 3か月 30%以上減少 した事業者	家賃月額(法人75万円・個人37.5万円まで)の 15分の1を6か月分支給	準備が整い次第、福岡県HP等で公表 福岡県商工部 商工政策課 【福岡県家賃軽減支援金】
対安策	新しい生活様式 への対応に取り組む飲食店	飲食店 アドバイザーの派遣 や 福岡市HPでの 情報発信 (飛沫感染防止策などのアドバイスが可能)	詳細は7月中旬以降HPに掲載予定 観光マーケティング課 711-4355 【飲食店アドバイザー派遣事業】

提案が実現!

市内商店街等で「**プレミアム付き商品券**」が発行されます!

プレミアム率は20% (各商店街等が発行する商品券を20%引きで購入可能。)
販売・使用開始 9月1日 ~ 使用期限 2月19日まで ※発行商店街はHP等でご確認ください。

